

国民年金のお知らせ

■平成 23 年度の年金額は 0.4%の引下げ

国民年金は、法律上、直近の年金額引下げの年（現在は平成 17 年の物価が基準）よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することとされています。

平成 22 年の物価は、基準となる平成 17 年の物価と比較してマイナス 0.4%となったことから、平成 23 年度の年金額は 0.4%の引下げとなります（4 月分が支払われる 6 月の支払から、額が変わります）。

平成 23 年度年金額	国民年金（老齢基礎年金満額 1 人分）	65,741 円（前年度比－267 円）
	厚生年金（夫婦 2 人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	231,648 円（前年度比－944 円）

※厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬 36.0 万円）で 40 年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準

【問合せ】 市民課年金担当 ☎④8722 FAX④8045 shimin@city.kasai.lg.jp

7月から新しい福祉医療費受給者証にかわります

下記の要件を満たす方に、7 月からご使用いただく福祉医療費受給者証を 6 月下旬に郵送します（母子家庭等に該当される方には現況届を郵送）。7 月からは、必ず新しい医療費受給者証と健康保険証を病院等の窓口に提示してください。

■老人医療費助成制度

対 象 者／65 歳から 69 歳で世帯全員が市民税非課税	自己負担／定率 2 割（低所得者は 1 割）
所得基準／市民税非課税世帯で、本人の年金収入と他の所得の合計が 80 万円以下	外来：月 8,000 円限度 外来＋入院：月 24,600 円限度（低所得者は 15,000 円）

■重度障害者・高齢重度障害者医療費助成制度

対 象 者／身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方	自己負担／外来：1 医療機関あたり 1 日 600 円限度を月 2 回まで（低所得者は 400 円） 入院：定率 1 割で月 2,400 円が限度（低所得者は 1,600 円）
所得基準／本人・配偶者及び扶養義務者の市民税所得割額が 23 万 5 千円未満	

■母子家庭等医療費助成制度

対 象 者／18 歳に達した年度末までの児童又は 20 歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父及びその児童、遺児	所得基準／児童の監護者又は扶養義務者の所得が下記の基準以下												
自己負担／外来：1 医療機関あたり 1 日 600 円限度を月 2 回まで（低所得者は 400 円） 入院：定率 1 割で月 2,400 円が限度（低所得者は 1,600 円）	<table><tr><th>扶養親族等の数</th><th>母等扶養義務者の限度額</th></tr><tr><td>0 人</td><td>192 万円</td></tr><tr><td>1 人</td><td>230 万円</td></tr><tr><td>2 人</td><td>268 万円</td></tr><tr><td>3 人</td><td>306 万円</td></tr><tr><td>4 人</td><td>344 万円</td></tr></table>	扶養親族等の数	母等扶養義務者の限度額	0 人	192 万円	1 人	230 万円	2 人	268 万円	3 人	306 万円	4 人	344 万円
扶養親族等の数	母等扶養義務者の限度額												
0 人	192 万円												
1 人	230 万円												
2 人	268 万円												
3 人	306 万円												
4 人	344 万円												

■乳幼児等医療費助成制度

対 象 者／小学校 3 学年までの乳幼児等	自己負担／自己負担はありません
所得基準／0 歳児については所得制限はありません。 1 歳児からは保護者または扶養義務者の市民税所得割額が 23 万 5 千円未満	



※小学校 4 年から中学校 3 年終了時までの子どもの入院費の助成について

①乳幼児等医療の所得基準を満たす方が対象。②受給者証は交付しませんので、医療機関では 3 割負担分を支払ってください。③その負担分については、国保健康課に申請（領収書、印鑑、健康保険証、振込先が分かるものを持参）することにより支給します。母子家庭等、及び重度障害者医療費受給者証をお持ちの方は、医療機関で負担された一部負担金を支給します。

なお、加入する健康保険から高額療養費等が支給される場合は、先に、その支給申請をしてください。

【問合せ】 国保健康課国保医療担当 ☎④8721 FAX④1792 kenko@city.kasai.lg.jp

子ども手当は引き続き支給されます

子ども手当は、9 月分まで下記の通り引き続き支給されることになりました。子ども手当は、中学校修了前までの子どもを扶養する保護者等に対し支給するもので、平成 22 年 4 月から実施されています。

■支給金額

子ども 1 人につき月額 13,000 円

■支給対象となる子ども

0 歳から中学校卒業まで

（0 歳から 15 歳になった後の最初の 3 月 31 日まで）

■振込み予定日

6 月 10 日（金）（平成 23 年 2 月分～5 月分）

10 月 7 日（金）（平成 23 年 6 月分～9 月分）



■申請手続き

次の方は、社会福祉課窓口で申請手続きが必要です。

- ・出生などにより、新たに養育する子どもができた方
- ・既に受給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方
- ・既に受給していて、他の市町村から引越しをされた方

■既に受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方は、申請手続きの必要はありません。

【注意点】

※平成 23 年 6 月の現況届の提出は不要です。

※子ども手当制度の 10 月以降については詳細が決まり次第、広報誌等でお知らせします。

【問合せ】 社会福祉課家庭児童支援担当 ☎④8709 FAX④1801 fukushi@city.kasai.lg.jp

夏休み期間中の学童保育のお知らせ

■入園児童募集

市内の小学校 1～3 年生までの児童で、夏休み期間中に就労等で保護者の保護を受けられない児童を対象に入園児を募集します。



実施場所／北条、北条東、下里、九会、富合、日吉、西在田、泉学童保育園

保育期間／7 月 21 日（木）～8 月 31 日（水）

※土曜・日曜日及び 8 月 13 日（土）～15 日（月）を除く

保育時間／8:30～18:00

保 育 料／7 月 6,000 円、8 月 12,000 円

必要書類／学童保育園入園申請書、保育に欠ける申立書（勤務証明書）等

申込期限／6 月 13 日（月）～29 日（水）必着

※申込み多数の場合等、入園する園について希望にそえない場合があります。

※申込書は各学童保育園・こども未来課にあります。

【申込先】 〒675-2395（住所表記不要）こども未来課 ☎④8726 FAX④1801 kodomo@city.kasai.lg.jp

■指導員募集

昼間、保護者のいない家庭の小学校 1～3 年生までの児童に対して、遊び等を通じて児童の生活指導を行います。

勤務場所／北条、北条東、下里、九会、富合、日吉、西在田、泉学童保育園

勤務時間／原則月曜日から金曜日

① 8:00～13:00 ② 13:00～18:00

※交代勤務です。場合によっては勤務時間帯の変更もあります。

募集人員／12 名程度

採用期間／7 月 21 日（木）～8 月 31 日（水）

資格要件／教員免許又は保育士資格を有する方を優先

給 与 等／時給 1,100 円※通勤手当は支給有り

申込方法／履歴書（写真添付）、資格証明書の写しを持参又は郵送ください。封筒に「夏期学童保育指導員応募」と記入。6 月 30 日（木）面接予定。

申込期限／6 月 23 日（木）必着

■5歳児ことばの相談日

「一生懸命話しているけれど、何を話しているかわかりにくい」「話をしてもかみ合わない」「はなし言葉が幼い」など、ことばの発達が気になる子どもの個別相談を次のとおり実施します。相談を希望される方は電話で予約してください。

対 象／5 歳程度の子ども

相 談 日／8/8（月）、10/17（月）、12/5（月）

相談時間／いずれの日も、次の 4 つの時間帯で 1 時間程度、言語聴覚士による相談を実施します。

① 13:15～ ② 14:15～ ③ 15:15～ ④ 16:15～

場 所／加西市健康福祉会館 2 階 児童療育室

問 合 先／社会福祉課児童療育室 ☎④ 6704